

市町村森林整備支援事業補助金交付要綱

令和5年4月28日付け5森政第69号 林務部長通知

令和6年4月25日付け6森政第44号 林務部長通知

(趣旨)

第1 この要綱は、市町村が、住民生活に直結する各地域の課題に対応するため行う森林整備等に要する経費に対して、予算の範囲内で市町村森林整備支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2 補助金の交付の対象となる者は、市町村とする。

(事業の種類、対象経費及び補助率)

第3 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とし、経費及び補助率は、別表のとおりとする。

- (1) ライフライン等の保全対策に関する事業（ライフライン等の保全対策）
- (2) 観光地等の景観整備に関する事業（観光地等の景観整備）
- (3) 緩衝帯の整備に関する事業（緩衝帯の整備）
- (4) 森林の病害虫被害対策に関する事業（森林の病害虫被害対策）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

- (1) 県が交付する補助金等の交付を受けた事業
- (2) 国の支出する支出金及び補助金等の交付を受けた事業
- (3) 国又は県が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた事業

(事業計画の提出)

第4 補助金の交付を受けようとする市町村長は、規則第3条の規定による申請書の提出の先立ち、別に定める日までに、市町村森林整備支援事業計画書を地域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。

2 局長は、前項の書類の提出があった場合において、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付の内示を行うものとする。

(補助金交付申請書等)

第5 規則第3条に規定する申請書は、市町村森林整備支援事業交付申請書によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 市町村森林整備支援事業計画書
- (2) 市町村の補助金等交付に関する規程（補助対象経費に、別表の4森林の病害虫被害対策の（1）のみに掲げる経費を含む場合に限る。）

3 前2項に規定する書類の提出期限は、局長が別に定める。

- 4 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあつては、この限りでない。この場合において、補助事業者は、第11第1項又は第2項の規定による報告をするものとする。

（補助金交付の条件）

第6 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 事業の内容について、次に掲げる変更をしようとするときは、速やかに局長に申請して、その承認を受けること。
 - ア 補助金額の増額を伴う変更
 - イ 補助金額の30%以上の減額（入札、見積又は請求による契約額の確定に基づく減額の変更を除く。）を伴う変更
 - ウ 事業実施箇所の新設又は廃止
 - エ 間接補助事業者の変更（別表の4森林の病虫害被害対策の（1）のケに係る場合に限る。）
 - オ 別表に掲げる事業の種類の間で補助金額の流用を行う場合であつて、流用元・流用先のいずれか又は両方の種類で30%以上の増減を伴う変更
 - (2) 前号に該当しない補助金額の減額を伴う変更にあつては、速やかに局長に届け出ること。
 - (3) 事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。）は、速やかに局長に申請してその承認を受けること。
 - (4) 事業に係る帳簿又は証拠書類は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。
 - (5) 事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理すること。
- 2 前項に掲げるもののほか、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することがある。

（変更承認申請書等）

第7 第6第1項第1号から第3号までの規定による申請及び届出は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 事業の内容を変更しようとするとき 市町村森林整備支援事業変更計画書兼補助金変更交付申請書又は市町村森林整備支援事業変更届
- (2) 事業を中止又は廃止しようとするとき 市町村森林整備支援事業中止（廃止）承認申請書
- (3) 事業が予定の期間内に完了しないとき 市町村森林整備支援事業期間延長承認申請書

(交付申請の取下)

第8 規則第7条に規定する申請の取下げは、市町村森林整備支援事業交付申請取下書により行うものとする。

(実績報告書等)

第9 規則第12条に規定する実績報告書は、市町村森林整備支援事業実績報告書によるものとする。

2 前項に規定する書類の提出期限は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金交付の請求)

第10 補助金の交付決定を受けた市町村が補助金の交付(概算払いを含む。)を受けようとするときは、市町村森林整備支援事業補助金交付(概算払)請求書を提出するものとする。

(消費税仕入控除税額の報告等)

第11 第5第4項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。

2 第5第4項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書により速やかに局長に報告するとともに、局長による返還命令を受けてこれを返還するものとする。

また、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、規則第13条第1項の補助事業の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、同様式により局長に報告するものとする。

3 補助事業者は、間接補助事業者から補助金に係る消費税仕入控除税額の返還があった場合には、速やかに局長に報告するとともに、局長による返還命令を受けてその返還額の全部又は一部を返還するものとする。

(申請書の様式等)

第12 この要綱に規定する申請書等の様式その他事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年度の補助金から適用する。

この要綱は、令和6年度の補助金から適用する。

(別表) (第3関係)

事業の種類	経費	補助率
1 ライフライン等の保全対策	送電線、鉄道、道路、水道施設等のライフライン、社会福祉施設、学校、医療施設等の公共施設又は集落に倒木等により被害を及ぼす恐れのある立木竹又は枯損木等（松くい虫の被害拡大・蔓延防止のために伐倒駆除を実施すべきものを除く。）の伐採等に要する経費	9/10 以内
2 観光地等の景観整備	<p>(1) 地域の景観に合致した森林整備（除伐、間伐、更新伐、修景林間整備（危険木除去、倒木・折損木除去を含む。）、竹林整備、伐採木処理（伐採、玉切り、集積及び搬出）、低木等の植栽及び看板等設置）に要する経費</p> <p>(2) 眺望を確保するための立木の伐採（支障木伐採、伐採木処理及び看板等設置）に要する経費</p> <p>(3) 巨樹・古木等の保存活動（専門家による診断、樹勢回復及び柵・看板等設置）に要する経費</p>	9/10 以内
3 緩衝帯の整備	森林内の見通しを確保し、野生鳥獣による農林業被害、人身被害等を防止するために実施する不用木等の除去に要する経費	9/10 以内

事業の種類	経費	補助率
4 森林の病虫害被害対策	<p>(1) 森林病虫害枯損木の利活用に要する次の経費。ただし、アからオまでにあつては、経費からチップ及び伐倒木の売却収入（以下「チップ等売却収入」という。）を控除するものとする。</p> <p>ア 森林病虫害被害対象森林の調査</p> <p>イ 森林病虫害被害枯損木の伐倒・搬出集積</p> <p>ウ 森林作業道整備</p> <p>エ 伐倒木のチップへの加工</p> <p>オ 発電所等へのチップ等の運搬（発電所等へ伐倒木を持ち込んだ後、チップへの加工を行う場合においては、発電所等への伐倒木の運搬）</p> <p>カ 上記アからオまでの事業について、市町村が補助に要した経費</p>	<p>9/10 以内</p> <p>ただし、カについては市町村が補助する補助対象経費の9/10 以内とし、補助金額は市町村が補助する額を上回らないものとする。</p>
	<p>(2) 森林外で発生した松くい虫被害木の処理等に要する次の経費。ただし、経費からチップ等売却収入を控除するものとする。</p> <p>ア 病虫害被害木の伐倒駆除及び薬剤処理</p> <p>イ 被害木等のチップ等への加工</p> <p>ウ 発電所等へのチップ等の運搬（発電所等へ伐倒木を持ち込んだ後、チップへの加工を行う場合においては、発電所等への伐倒木の運搬）</p>	<p>1/2 以内</p>
	<p>(3) 松くい虫被害の未被害市町村における被害木の処理等に要する次の経費。ただし、経費からチップ等売却収入を控除するものとする。</p> <p>ア 未被害松林の監視及び巡視</p> <p>イ 被害木等が発見された周辺松林の調査</p> <p>ウ 被害木等の伐倒駆除</p> <p>エ 被害木等のチップ等への加工</p> <p>オ 発電所等へのチップ等の運搬（発電所等へ伐倒木を持ち込んだ後、チップへの加工を行う場合においては、発電所等への伐倒木の運搬）</p>	<p>1/2 以内</p>